

# 島内地区戸長役場の文書引き継ぎと残存状況

太田 弥保

## 【要 旨】

松本市文書館は、松本市史編さん室の成果を受け継ぎ、市内の各支所・出張所にのこされていた昭和の合併以前の旧村役場文書や、寄贈・寄託された地域資料等を公開している。その中でも旧村役場文書は7万点を超える文書が所蔵されている。現在、文書館では年代・文書名による文書検索ができる。しかし、各村役場で行われていた業務の中で、どのような文書が引き継がれたのか、また、どの文書が残存しているのかは未解明である。本稿では、「島内村役場文書」を中心に、明治初年から明治20年代までの戸長役場における文書の引き継ぎと、文書の残存状況を検討した。

戸長役場では、県からの布達に従い、村の合併の際や村吏の交代の際に、引き継ぐ文書が書かれた「事務受渡証」等の目録が作成された。しかし、戸長役場にあったすべての文書が、記載の対象とならなかったため、残存している文書の中には、この目録に書かれていないものも多い。また、この目録に書かれた文書の中には、村吏を務めた個人が引き取ってしまった文書や、文書の整理過程で旧村役場文書と切り離して整理されてしまったものがある。

今後、旧村役場文書の全体を把握するためには、残存している文書を戸長役場の業務の中に位置付けながら分析を進めるとともに、地域資料とした文書も分析の対象とする必要がある。また、文書館は利用者に対して、分析結果を提供していくことが求められる。

## 【目 次】

はじめに

1. 島内地区の役場の変遷と文書群
2. 戸長役場内の引き継ぎと残存状況
  - (1) 明治8年～明治12年の引き継ぎ
  - (2) 明治初年～明治12年引き継ぎ文書の残存状況
  - (3) 引き継ぎ文書以外の残存文書
3. 戸長役場から村役場への引き継ぎと残存状況
  - (1) 明治22年の文書引き継ぎ
  - (2) 明治22年引き継ぎ文書の残存状況

おわりに

## はじめに

松本市文書館（以下、文書館とする）は、平成元年より開始された『松本市史』編さん事業の成果を受け継ぎ、平成10年（1998）10月1日に開館した。編さん事業では、平成2年（1990）から各支所・出張所にのこされていた昭和の合併以前の旧村役場文書の整理が行われている。この整理過程では、年代順を基本とし、同じ年号の文書は、主題別に文書を分類し、番号を付けている<sup>1)</sup>。現在、文書館ではこのとき付けた番号をもとに、年代・文書名による文書の検索ができる。しかし、それぞれの村役場で行われていた業務の中で、どのような文書が引き継がれたのか、また、どの文書が現在残存しているのかは未解明である。本稿では、明治22年（1889）に市制・町村制が施行され、村役場の文書管理が安定する前の戸長役場で作成・管理された文書の引き継ぎと残存状況について検討したい。

戸長役場文書に関しては、丑木幸男氏が『戸長役場史料の研究』をまとめている<sup>2)</sup>。丑木氏は戸長役場文書について、「戸長の職務に伴って作成・収受された史料であるので、そのため戸長役場史料も多様である」とし、その残存状況についても、「評価選別を経て廃棄される史料もあり、災害等による散逸史料もある」、「戸長役場自体が廃絶された組織であるので、作成母体が保存していることはない。戸長を務めた個人の自宅の私文書・区有文書・町村役場文書に分散して保存されている」としている。本稿では、丑木氏の指摘に従い、松本市島内地区の文書を取り上げ、役場文書だけでなく、地域文書（市史編さんの過程で調査された個人所有の文書）も含めて検証したい。

### 1. 島内地区の役場の変遷と文書群

近世において松本市島内地区は、小宮村・高松村・北中村・南中村・青島村・東方村（下村）・北方村・町村・犬飼新田村・上平瀬村・下平瀬村の11か村に分かれていた。明治4年（1872）4月に戸籍区が設置されると、この11か村はすべて一つの戸籍区に編成され、明治6年（1874）3月の戸籍区の再編では、「第十大区一小区」となった。明治7年（1875）4月には、その区域を一つの村としたいという願書が、11か村の副戸長より筑摩県へ提出されている<sup>3)</sup>。この願書は受理され、10月には「島内村」が成立した。その後「島内村」は、戸長役場から村役場となり、昭和29年（1954）4月1日に松本市と合併するまで合併や分割なく存続した。

島内村役場に関する文書群は、以下の3群である。

#### ① 島内村役場文書

前述のとおり、松本市史編さん室が支所・出張所にのこされていた非現用文書を整理した際に発見された明治以降の役場文書である。現在文書館では、「公文書」の「島内村役場文書」として、松本市合併以前、昭和29年までの文書を公開している。

1) 小松芳郎『市史編纂から文書館へ』（岩田書院、2000年）。

2) 丑木幸男『戸長役場史料の研究』（岩田書院、2005年）。

3) 「明治7年4月 小宮村等筑摩県宛合併村願」（『松本市史』第四巻旧市町村編Ⅱ 101～104頁）。

② 島内地区近世文書

前述の支所・出張所での整理の際に、明治以降の文書とともに保管されていた江戸時代以前の文書である<sup>4)</sup>。江戸時代以前に由来する文書全134点を、役場文書とは別に整理した。文書館は、この文書群を「地域文書」の「島内地区近世文書」として保管している。文書群の概要は大きく4つに分類できる。一つ目は検地帳などの土地に関する帳簿、二つ目は入会地に関する証文、三つ目は正麟寺に関する書付、四つ目は明治以降の領収書等である。

③ 赤広亮一家文書

松本市史編さん室が、松本市島内の赤広家にのこされていた文書群を調査し、一部を写真撮影したものである。全文書を撮影していないため、文書群の全体像は不明である。赤広家は、明治初年に当主が副戸長を務めていた家で、明治期の文書を中心に、全24点を撮影した。一部に、島内村作成の文書がみられる。文書館においては、「地域文書」の「赤広亮一家文書」として写真資料を保管している。

以上のことから、近世から明治22年までの島内村役場に関する文書の作成・管理状況は以下のように分類できる。まず、近世において作成された文書は、多くが村役人宅に保管されているが、一部役場に移されたものがある。次に、明治初年から明治7年までに11か村で作成された文書は個人宅か役場にある。明治5年から明治7年に戸籍区の戸長役場で作成された文書は、役場で保管していたと考えられる。明治7年から明治22年に島内村で作成された文書は、村吏を務めた個人宅と役場で保管されていた。

## 2. 戸長役場内の引き継ぎと残存状況

### (1) 明治8年～明治12年の引き継ぎ

戸長役場での文書の引き継ぎ状況を確認する前に、文書引き継ぎに関する筑摩県布達を整理したい。筑摩県は、明治7年8月22日「第110号 村吏事務受渡規則」<sup>5)</sup>を出し、戸長役場が引き継ぐべき文書を定めた。この布達で筑摩県は、41項目の文書をあげている。また、続く明治8年6月5日「筑摩県布達」<sup>6)</sup>では、戸長役場での文書の取り扱いに関して、以下の通り定めている。

大区長

正副戸長

村々合併ノ節事務扱所へ旧村々ヨリ差出候帳簿目録、并此以後戸長或ハ一村々吏総テ入換候節受渡ノ諸帳簿目録ハ、其時々区長於テ詳記ノ上県庁へ可届出、且既ニ受渡済ノ分ニテ帳簿目録不届分モ有之候條、六月十三日限り可差出、此旨相達候事

但、従前ハ村吏宅ニ検地帳其他土蔵等ニ入置嚴重保存ノ道モ相立可有之処、将来ハ扱所ニ差置候、事故盗火ノ難等甚無覚束、各扱所ニ於テ諸帳簿入堅牢ノ長持ヲ製シ、毎

4) 『松本市文書館史料目録 第3集』（松本市文書館、2001年）に「島内村近世文書」として目録が掲載されている。

5) 丑木前掲書、160～165頁。

6) 明治8年「旧筑摩県布達留」（松本市文書館蔵県立長野図書館文書75）。

日退散ノ節ハ必篤ト相仕舞、錠鍵等ハ村吏交番相預リ印封可致置此旨添テ相達候事

明治八年六月五日

筑摩県権令永山盛輝

この布達により、村々が合併した際に新しい村の事務扱所へ引き継ぐべき文書や、戸長や村吏全員が交代した際に受け渡す文書の内容は、区長を通じて県に提出されることとなった。また、明治8年以前は、村吏宅に検地帳などの帳簿が保管されている場合があったが、これ以後は各村の事務扱所にて厳重に保管することが定められた。

次に、区長より報告された戸長役場文書の引き継ぎ状況を受けて、筑摩県は明治8年8月3日「第33号筑摩県布達」<sup>7)</sup>を出している。

第三十三号

大区長

正副戸長

昨七年本県第一百十号ヲ以及布達候村吏受渡事務章程ニ掲載有之候帳簿ノ中、往々其趣旨ヲ誤認シ記入方其当ヲ得サル向モ有之哉ニ相聞候付、更ニ左之通簿名下ニ注解ヲ加ヘ候條照合ノ上、記載可致此旨布達候事

但、巻尾ニ記載スル十條ハ今般更ニ追加候條添テ相達候事

明治八年八月三日

筑摩県権令永山盛輝

(後略)

これには、先の布達に掲載された引き継ぐべき文書の内容を、村吏が誤認している場合があるとして、文書の内容が解説されている。また、新たに引き継ぐべき文書として10項目があげられている。

このように筑摩県では、明治7年～明治8年の間に、数回にわたって布達を出し、戸長役場の文書引き継ぎについて定めている。

この時期の島内村における文書引き継ぎに関する文書は、2点ある。一つ目は、明治8年5月「村吏交代引渡目録」<sup>8)</sup>である。この文書は、赤広亮一家文書にある。島内村旧戸長浜与志次ほか副戸長18名から戸長小原恪治ほか副戸長5名へ宛てた引き継ぎ目録である。この引き継ぎを受けた副戸長の中に、赤広がいる。これが島内村戸長役場内での文書引き継ぎについて書かれた最初の文書である。二つ目は、明治8年6月「事務受渡証」<sup>9)</sup>である。この文書は、島内村旧戸長浜与志次ほか副戸長18名と戸長小原恪治ほか副戸長5名が立ち合いのもと、役場内の書類と什器・物品を引き継ぎ、それを第十大区区長轟伝へ報告したものである。この文書は、島内村役場文書にある。

二つの文書は、明治8年に村吏が交代する際、作成された引き継ぎ目録である。引き継ぎをする村吏と、引き継ぎを受ける村吏は一致しており、同じ引き継ぎ事務の文書である。しかし、二つの文書の間には、6月5日「筑摩県布達」が出されている。この引き継ぎは、布達にある「戸長或ハ一村々吏総テ入換候節」に該当する。そのため、新たに第十大区区長轟伝への報告とし

7) 明治8年「旧筑摩県布達留」(松本市文書館蔵県立長野図書館文書71)。後略以降は、個々の文書の内容に関する解説が書かれている。

8) 赤広亮一家文書36(『松本市史』第四卷旧市町村編Ⅱ収録)。

9) 島内村役場文書100。

て二つ目の文書を作成し直したと考えられる。

次に、筑摩県からの布達と、島内村戸長役場の引き継ぎ文書目録を比較したい（末尾掲載の表1参照）。表を作成する際、比較をわかりやすくするため、12の内容分類を付けた。明治8年5月「村吏交代引渡目録」に書かれている文書は、二つの布達にあげられているものとほぼ一致する。島内村の独自の判断で書かれた文書は、「地籍取調帳」「物産取調書上帳扣」「戊辰旧藩へ上達金取調帳」「開産社積穀帳」の4点である。布達と目録作成の年月日は前後しているが、県の意向を反映した引き継ぎ目録が作成されたことがわかる。

明治8年6月「事務受渡証」には文書の年代が書かれている。それによると、明治3年が1項目、明治4年が1項目、明治5年が4項目、明治6年が7項目、明治7年が18項目、明治8年が50項目となっている。このことから、記載された文書の大半が明治7年以前にそれぞれの村で作成された文書や、戸籍区の戸長役場で作成された文書ではなく、島内村が合併してから、引き継ぎまでの間に作成された文書であることがわかる。また、この目録には県の布達にはない多くの文書が付け足されている。これは、区長へ文書を提出する際、事務を行うときに使用されていた文書を再吟味し、実情に即した文書を書き上げたためであると考えられる。さらに、一つの項目が数十冊となっている文書もあり、すでに大量の文書が戸長役場にあったことがわかる。

次に、島内村戸長役場では明治12年（1879）に再び村吏が交代し、文書の引き継ぎが行われた。明治12年6月30日「事務受渡証」<sup>10</sup>は、副戸長4名の交代に際して、役場内の書類と什器・物品の引き継ぎを、戸長小原恪治に報告したものである。明治8年の引き継ぎ文書に、新たに28項目が追加されている（末尾掲載の表2参照）。この文書は、いずれも明治8年以後の戸長役場の事務の中で追加された文書である。特に、戸籍の管理については、送入籍に関してより詳しい帳簿が追加されている。このように、明治8年から明治12年の引き継ぎ目録には、年代を追うごとに島内村独自の判断で追加される文書が増加している。

## （2）明治初年～明治12年引き継ぎ文書の残存状況

明治8年～明治12年の引き継ぎ文書の中で、残存しているものは24項目ある（末尾掲載の表3参照）。残存状況の特徴として以下の点があげられる。「4. 兵事・徴兵に関すること」の文書は、徴兵に関する帳簿が残されていた。これは、昭和20年（1945）まで役場の事務の中で兵事に関する事務が継続して重要な位置づけであったためと考えられる。「5. 土地の管理に関すること」の文書は、「改正地引帳」をはじめ、多くの文書が残されている。しかし、島内村役場文書だけでなく、当時副戸長を務めていた赤広家にあるものや、史料整理の過程で島内地区近世文書に分類されてしまったものがある。「7. 役場内の帳簿の管理、庶務」の文書は、ほとんどの文書が残存している。中でも、島内村役場文書だけでなく、同一のものが赤広家にある場合があり、役場で作成された文書の他に、個人用として作成された副本が存在していることがわかった。「9. 学校・就学に関すること」の文書は、「学校書類綴込」は残存していなかったが、学校資金の出資名簿は赤広家に残されていた。

10) 島内村役場文書264。

一方で、全く文書が残存していない分類項目もあった。「2. 地租や諸税の収納」「8. 町村の経費に関すること」「10. 道路、堤防、橋梁の修繕に関すること」の文書は残存していない。この3項目の文書は、金銭の出納帳簿が中心であったため、一定の時期に整理され、廃棄された可能性が高い。

### (3) 引き継ぎ文書以外の残存文書

島内村役場文書には、明治初年～明治12年の年代が確定している文書が、引き継ぎ文書以外に約180点存在する。これらの多くは、簿冊となっていない届出書類が中心である。しかし、一部には明治7年「田畑屋敷地価等級書上帳」(合併前の旧村ごとまとめられている、計11冊)<sup>11)</sup>や、同年に村ごと編纂された「風土記」<sup>12)</sup>のように内容がまとまっているものがある。これらは、筑摩県へ提出されたものの写しである。こうした文書は、合併前の旧村で作成されたものである。後に島内村戸長役場において収集され、内容を把握されていたものの、引き継ぎ目録には記載されなかった。上記の引き継ぎ目録の内容は、筑摩県布達に順序し、県から通達される業務内容に沿ったものとなっている。そのため、すでに業務として完結してしまった文書や、県から指示されなかった業務に関する文書は、引き継ぎ文書にはあげられなかったことがわかる。

## 3. 戸長役場から村役場への引き継ぎと残存状況

### (1) 明治22年の文書引き継ぎ

戸長役場は、明治22年(1889)の市制・町村制の施行により、村役場となった。その過程における文書引き継ぎの様子がわかる文書が、明治22年「書類器具引渡目録」<sup>13)</sup>である。この文書は、島内村戸長高山善十郎から島内村村長松尾重義へ、役場内の書類と什器・物品を引き継いだ際の目録である。この間、島内村は筑摩県管下から長野県管下となっている。また、戸長役場の業務内容も増加している。明治12年6月「戸長職務条例県達」<sup>14)</sup>と明治18年(1885)3月「戸長役場事務条例県達」<sup>15)</sup>の中では、大別して16項目の業務があげられている。そのため、戸長役場が保有していた文書量も格段に増加した。

「書類器具引渡目録」には、約400種類の文書が書き上げられている。この中で、明治8年～明治12年の引き継ぎ目録から継続して書かれている文書は、「御布告留」「差紙留」「山林原野地価取調帳」「戸籍帳」「戸籍月括留帳」「送籍証綴込」「改正地引帳」「地籍取調帳」「荒地帳」「村吏印鑑帳」「事務帳簿器械目録」「願伺届并指令留」「事務日記」「廃寺取調書」「刑科人名簿」「盗

11) 島内村役場文書5825～5836。

12) 島内村役場文書46～53(「南中風土記」、「東方風土記」、「町風土記」、「高松風土記」、「北中村風土記」、「青島風土記」、「小宮風土記」、「犬飼新田風土記」)。

13) 島内村役場文書1824。

14) 『長野県史』近代史料編第二巻(三)市町村政(長野県史刊行会、1984年)162～166頁。この長野県布達は、7月1日施行となっている。よって、明治12年6月30日の文書引き継ぎはこの布達が適用されていない。

15) 長野県史前掲書、214～217頁。

難届留」「村内賞罰留」「村内評議留」「村誌」「村誌追加」「開産社積穀帳」の23項目のみである。また、明治12年の引き継ぎ目録には記載のなかった明治10年「旧松本藩へ調達金取調」や、明治11年「孝子義僕褒賞取調書」がこの目録に書かれている。加えて、「検地帳 慶安4年～明治4年」「御裁許御下入 寛文12年」などの近世の文書もあげられている。これは、明治20年代に土地制度の見直しが行われ、江戸時代以前の文書が、証拠書類として使用されるようになったためであると考ええる。一方で、明治12年までの引き継ぎ目録に記載があり、現在も残存している「官林帳」や「囲穀帳」は、この目録に記載されなかった。

この戸長役場から村役場への文書の引き継ぎについては、県からの指示が書かれた布達を発見することができなかった。明治8年～明治12年の引き継ぎのように具体的な指示があったかは不明である。実際に目録の書き方を見ると、業務の内容別に書かれた形跡はなく、あるものを端から取り上げ順に書いていったように読み取れる。当時の戸長役場では、その場に存在し、業務の中で把握されていた文書を書き上げた可能性が高い。こうした作業の中で、以前の引き継ぎ文書に書かれなかった文書が、この時点で初めて記載される例や、役場内に確かに存在していた文書が記載されていない例が生じたと考えられる。このように、戸長役場から村役場への引き継ぎ作業は、整然と進められたとは言い難い。

## （2）明治22年引き継ぎ文書の残存状況

明治22年引き継ぎ文書で残存を確認できたものは、67種類である（末尾掲載の表4参照）。この表を見ると、残存している文書は特定の分野に集中していない。また、残存点数を見ると、「楮税蜡税帳」のように、明治22年の目録と数が一致するものもあれば、「郡役所各課照会通達留」のように全てそろっていないものもある。こうした文書は、一部が廃棄されているか、経年劣化のため帳外れとなり、一紙ずつ保管されていると考えられる。

土地や租税に関する文書には、江戸時代の「検地帳」や地所出入に関する文書も含まれていた。これらは現在「島内地区近世文書」となっている。平成2年の調査時点で支所・出張所に保管されていた近世文書は、すべて明治20年代から役場の中で保管されてきたものであることがわかった。

一方、現在の島内村役場文書の中で、明治12年～明治22年までの年代が確定している文書で、明治22年の引き継ぎ文書ではないものは、約600点ある。これは、村民からの届出書類や、役場内の領収書が大半を占める。こうした文書は、目的をもって残されたとは言い難い。役場内の文書整理において見落とされ、偶然残ってしまったものと考えられる。

## おわりに

今回の調査で判明したことと、今後の課題をまとめる。まず、明治8年から明治12年の戸長役場の文書引き継ぎは、筑摩県布達によって引き継ぐべき文書が示され、そこに村独自の判断で付け加えられた文書があることがわかった。しかし、現在の残存状況と比較すると、引き継ぎ目録には実際に戸長役場にあった文書でも、完結した文書や、県へ提出した文書の写し、届出書類などは記載対象となっていないことがわかった。

次に、戸長役場は明治10年代後半～明治22年に戸長役場条例を受けて、業務が増大し、その

保管する文書の種類も多くなっている。特に、明治22年の戸長役場から村役場への引き継ぎは、整然と行われたとは言い難い。引き継ぎにあたっては、約400種類もの文書が書き上げられているが、残存状況を見ると、記載されていない文書も多数残存している。

明治初年～明治20年代の文書の残存状況と、当時の役場文書の比較を試みたが、残存しているすべての文書を役場の業務の中に位置づけることはできなかった。これは、当時の文書引き継ぎ過程が県からの布達を受け、文書の種類や内容を限定して行ったものであることや、戸長役場の業務が増加するにつれ、それに伴う文書量が数年間に増大し、当初想定されなかった文書が数多く作成管理されていたことを予測することができなかったためである。また、戸長役場において、文書の廃棄が評価選別のような秩序に従って行われていなかったことも考慮しなければならなかった。今後の研究では、残存している文書を、必ずしも正当な理由で引き継がれた文書と断定せずに分析する必要がある。

今回の調査では、調査対象を「公文書」としている文書群に限定せず、分析することができた。文書館では、同じ支所・出張所に保管されていた文書を、年代によって「公文書」と「地域文書」に分けて取り扱っているが、「地域文書」としている文書も、役場の業務内で収集されたものであり、その点に配慮した情報を利用者に提供する必要がある。また、個人所蔵の文書の中にも、戸長役場が作成した文書が含まれており、戸長・副戸長を務めていた家の調査では、その点に配慮した目録作成が求められる。

表1 明治8年島内村戸長役場の引き継ぎ文書

明治7年8月22日 「第110号 村吏事務受渡規則」 明治8年8月3日 「第33号筑摩県布達」	明治8年5月 「村吏交代引渡目録」 (右の数字は冊数)	明治8年6月23日 「事務受渡証」 (右の数字は冊数)
1. 布告、布達の受理と周知		
御布告留	御布告留	3 御布告留 明治6年～明治8年
差紙留	差紙留	1 差紙留 明治8年改
2. 地租や諸税の収納		
租税上納仕訳帳	租税上納仕訳帳	1 租税上納仕訳帳 明治7年改
一人別租税明細帳	一人別租税明細帳	11 一人別租税明細帳 1番～11番 明治7年改
年々租税収納帳	年々租税収納帳	49 年々租税収納帳 第一番8 第二番23 第三番19 明治4年～明治6年
年々上納割賦帳	年々上納割賦帳	11 年々上納割賦帳 1番～11番 明治8年改
諸上納金米取調帳	諸上納金米取調帳	1 諸上納金米取調帳 明治8年改
金穀元払帳	金穀元払帳	1 金穀元払帳 明治8年改
内見帳控	内見帳扣	1 内見帳扣 明治8年改
石代相場書	石代相場書	1 石代相場書 明治8年改
新開歙下年季帳	新開歙下年季帳	1 新開歙下年季帳 明治8年改
		12 年々雑税収納帳 明治6年～明治7年
		1 野山手税取調簿 明治8年改
		1 斗代定免取調簿 明治8年改
		2 年賦金返上御通 明治6年御下渡
		9 甲戌起返本免入取下調帳 明治7年改 1～9
3. 戸籍を管理すること		
戸籍帳	戸籍帳	4 戸籍帳 明治5年改
戸籍月括届留	戸籍月括届	1 戸籍月括届扣 明治8年改



島内地区戸長役場の文書引き継ぎと残存状況（太田）

			五人組名面帳 明治8年改	1
			戸籍并寄留職分総計 明治5年～明治7年	9
			寄留逗留証綴込 明治8年改	1
			送入籍証綴込 明治8年改	1
4. 兵事、徴兵に関すること				
徴兵取調帳	徴兵取調帳	3	徴兵取調帳 明治8年改	1
			成丁簿扣 明治8年改	1
5. 土地の管理に関すること				
地券一筆限帳	地券一筆限帳 1号～25号		田畑一筆限地引帳 明治5年改 第一番1～17	17
			田畑林其外一筆限地引帳 明治6年改 第二番1～26	26
地引帳控	地引帳扣 1号～26号		改正地引帳扣 明治7年改 第三番1～25	25
地引絵図	地引絵図 1号～11号		地引絵図 明治6年改	11
公有地反別帳	官有地反別帳	1	官有地反別帳 明治8年改	1
一人別持地反別帳	一人別持地反別帳 1号～15号		一人別持地反別帳 1番～15番 明治8年改	15
官林留	官林帳	1	官林帳 明治8年改	1
	地籍取調帳	1	地籍帳扣 明治8年改	1
			荒地帳 明治3年御下渡	11
			高反別帳 明治8年改	1
6. 天災に関する救助のこと				
囲穀帳	囲穀帳	1	囲穀帳 明治8年改	1
			非常備人足名面帳 明治8年改	1
7. 役場内の帳簿の管理、庶務				
村吏印鑑帳	村吏印鑑帳	1	村吏印鑑帳 明治8年改	1
村吏交代引渡目録綴込			事務帳簿并器械目録永年記 明治8年改	1
村内職員名面帳	村内職員名面帳	1	村内職員名面帳 明治8年改	1
村吏交代演説書綴込	村吏交代演舌書	1	村吏交代演舌書 明治8年改	1
願伺届并指令留	願伺并指令留	1	願伺届并指令留 明治8年改	1
事務日記	事務日記	1	事務日記 明治8年改	1
村内賞罰留	村内賞罰留	1	村内賞罰留 明治7年改	1
村内評議留	村内評議留	1	村内評議留 明治8年改	1
村鑑	村鑑	11	村鑑 明治6年改	11
牛馬取調帳	牛馬取調帳	1	牛馬取調帳 明治8年改	1
	物産取調書上帳扣	1	物産取調書上帳扣 明治8年改	1
			合併村御書下 明治7年御下渡	1
			合併村願書扣并絵図 明治7年改	1
8. 町村の経費に関すること				
諸費受取証綴込	諸費受取証綴込	1		
村費明細帳綴込	村費明細表綴込	1	村費明細表綴込 明治8年改	1
村費元払帳	村費元払帳	1	村費元払帳 明治8年改	1
9. 学校、就学に関すること				
学校書類綴込	学校書類綴込	1	学校書類綴込 明治8年	1
			開智学校元資金名面帳 明治8年改	1
			村内学校元資金名面帳 明治7年改	4
10. 道路、堤防、橋梁の修繕に関すること				
堤防修繕帳				
用水堰修繕費割合帳	用水堰修繕費割合帳	1	用水堰修繕費割合帳 明治8年改	1
川々道路橋梁修築経費諸払帳	川々道路橋梁修築経費諸払帳	1	川々道路橋梁修築諸払帳 明治8年改	1
橋銭受払帳	橋銭受払帳	1	橋銭受払帳 明治8年改	1

			用水諸堰井掛反別記入絵図 明治7年改	1
			種橋ヶ所付帳 明治8年改	1
			堤防積金規定 明治8年改	2
11. 村内警備、衛生に関すること				
変死人名簿	変死人名簿	1	変死人名簿 明治8年改	1
刑科人名簿	刑科人別簿	1	刑科人名簿 明治7年改	1
囚獄人名簿	囚獄人名簿	1	囚獄人名簿 明治7年改	1
月々懲役人名簿	月々懲役人名簿	1	月々懲役人名簿 明治7年改	1
盗難届簿	盗難届簿	1	盗難届 明治8年改	1
捕丁人名及ヒ給料定額帳	捕丁人名及給料定額帳	1	捕丁人名及給料定額帳 明治8年改	1
捕丁費額賦課支散簿	捕丁費額賦課支散簿	1	捕丁費額賦課支散簿 明治8年改	1
逃亡人名簿	逃亡人名簿	1	逃亡人名簿 明治8年改	1
12. 寺社に関すること				
氏神祭書類綴込	氏神祭書類綴込	1	氏神祭書類綴込 明治8年改	1
社寺半租明細帳	社寺半租明細帳	1	社寺半租明細帳 明治8年改	1
			社寺境内絵図 明治7年改	21
			廃寺院取調簿 明治7年改	3
A. 県の布達には該当する内容がなかったもの				
	戊辰旧藩へ上達金取調帳	1	戊辰旧藩へ上達金取調帳 明治7年改	1
			病院元資金加入名面帳 明治8年改	1
	開産社積穀帳	1	開産社積穀帳 明治8年改	1
B. 県の布達にはあったが引き継ぎ目録にはなかったもの				
検地帳	*この時点での島内村戸長役場では検地帳を収集していなかったと考えられる。			
貫属禄高帳	*島内村地内には貫属や鉾山はなかったため、作成されなかったと考えられる。			
鉾山ヶ所付帳				

\*明治8年8月3日「第33号筑摩県布達」で新たに追加された文書名はゴシック体で記した。

表2 明治12年6月30日「事務受渡証」で追加された引き継ぎ文書 (右の数字は冊数)

1. 布告、布達の受理と周知		4. 兵事、徴兵に関すること		8. 町村の経費に関すること	
諸回状書留	5	国民軍人名簿	6	宿村送諸費繰替帳	1
官省県諸布令綴込	30	徴兵人名簿	4	経費割賦帳	16
2. 地租や諸税の収納		5. 土地の管理に関すること		民費割賦取立帳	
貢租割賦取立帳	23	地引帳并追加共	11	金銭判取帳	3
国県税上納留	2	名寄帳	15	11. 村内警備、衛生に関すること	
山林原野地価帳	1	反別地価総括帳	1	警吏巡回簿	1
3. 戸籍を管理すること		地所質入書入奥印帳		12. 寺社に関すること	
出生死亡出入寄留届并隠居家督届合冊	1	建物質入書入奥印帳	1	神社調簿	2
脱籍者取調帳	1	一村全図并切図	14		
入寄留証綴込 明治5年～明治12年	1	7. 役場内の帳簿の管理、庶務			
出寄留扣綴込 明治5年～明治12年	1	印鑑帳	1		
入籍証綴込 明治5年～明治12年	1	村誌	1		
送籍扣綴込 明治5年～明治12年	1	村誌追加	1		

表3 明治8年～明治12年戸長役場引継ぎ文書の中で現存しているもの

1. 布告、布達の受理と周知	7. 役場内の帳簿の管理、庶務	9. 学校、就学に関すること
明治7年11月「御布告留」(43)	(明治)「印鑑簿」(1684)	「病院元資金加入名面帳」 「開智学校元資金名面帳」 (赤広亮一家文書27, 28)
4. 兵事、徴兵に関すること	明治8年「村吏印鑑帳」(103) 赤広亮一家文書37	「村内学校元資金名面帳」 (赤広亮一家文書34, 35)
明治6年「国民成丁簿」(26) 明治7年「成丁簿調」(39)	(明治) 「事務帳簿并器械目録永年記」 (1823)	11. 村内警備、衛生に関すること
明治7年「徴兵取調帳」(38)	明治8年「村吏交代引渡目録」 (104, 赤広亮一家文書31)	明治8年、明治10年「盗難届簿」 (99, 192)
5. 土地の管理に関すること	明治8年「事務受渡証」 (100, 赤広亮一家文書36)	明治8年「捕丁人名及給料定額帳」(90)
明治8年「改正地引帳」 (64, 65-1, 65-2, 8093-2) 明治9年「改正地引帳」 (122～127, 8093-1)	明治12年「事務受渡証」(264) 明治7年「諸願書并御指令留」(45) 明治9年～明治10年 「願伺届并指令留」 (142, 144, 197, 198, 5876)	12. 寺社に関すること
「一人別持地反別帳」 (赤広亮一家文書18)	明治8年「事務日譜」(5840)	明治6年「廃寺取調」(29)
明治8年「官林帳」(5839)	明治7年「合併被仰渡御書下」(40)	A. 県の布達に項目がなかったもの
明治8年「地籍取調帳」(63)	「村内職員名面帳」 (赤広亮一家文書6)	(明治) 「戊辰旧藩エ上達金取調簿」 (1803)
明治3年「青島村／高松村／小宮村荒地改帳」(6～8) (島内地区近世文書105, 106, 107, 108)	明治8年「村吏交代演舌書綴込」(102)	明治9年「開産社積穀代金取立帳」(132)
6. 天災に関する救助のこと	* ( ) 内のアラビア数字は島内村役場文書の文書番号、数字の前に文書群名が書かれている場合はそれに従った。	
明治8年「困穀帳」(95)		

表4 明治22年引き継ぎ文書で現存しているもの

引き継ぎ文書	冊数	残存状況	引き継ぎ文書	冊数	残存状況
郡役所各課照会通達留 明治18年～明治22年	5	明治19年1月「郡役所各掛照会通達留」(592) 明治22年1月「郡役所各課照会通達留」(821)	印鑑簿	3	(明治)「印鑑簿」(1684)
旧松本藩調達金取調帳	2	明治10年「旧松本藩へ調達金取調」(186)	道路堤塘河川溝梁地沢取調帳	16	明治19年「道路堤塘河川溝梁池沢取調帳」(600、1793～1795)
山林原野地価取調帳 明治9年分	1	明治9年2月「山林原野等級地価下調帳 島内村」(5873)	願伺届指令留	28	明治18年「願伺届并指令留」(526) 明治20年～明治21年「願伺届并指令留」(645、706)
已租税割付御免定	2 (袋)	明治2年「已年免相定之事3件」(2)	願伺指令留	24	明治17年～明治18年「願伺指令留」(440、527)
諸上納金領収証綴込	1	明治18年「諸上納領収証入」(470) 明治19年「諸上納金領収証」(557)	証券印紙貼用帳簿書類綴込	1	明治22年「証券印貼用帳簿調製書類入」(811)
楮税蜡税帳	1	(明治)「楮税蜡税帳」(1735)	村費決算帳	1	明治18年「村費決算帳」(539)
一人別代価帳	2	(明治)「一人別代価帳 小宮 高松 入作」(1719)	諸領収証綴込	1 (袋)	明治7年～明治13年「雑領収証綴込」(5837)
徴兵関係書類留	6	明治12年「徴兵関係書類留」(245) 明治16年「徴兵書類」(383) 明治17年「徴兵関係書類留」(430) 明治19年「徴兵関係書類留」(581) 明治21年「徴兵関係書類留」(716)	諸上納金領収証綴込		島内地区近世文書132
			会計用書類		(明治)「会計整理書類」(1810)
			村費民費取立帳 明治7年～明治17年	105	赤広亮一家文書12、13、16
			民費調帳	2	明治14年「民費取調表」(307)
徴兵令調	1	明治7年「徴兵令調」(37)	南第十大区一小区民費取調書 明治8年～明治11年	4	明治11年「南第十大区一小区民費取調」(217)
充員名簿	1	(明治)「充員名簿」(1762)	金銭判取帳 明治9年1月～明治18年6月	4	明治8年～明治10年、明治15年「金銭判取帳」(93、149、188、352)
兵役優待金取納原簿	1	明治21年「国民兵役優待金取納簿」(715)	村会書類	6	明治18年「村会書類」(508)
土地台帳	34	*旧土地台帳として保管あり	戸長役場職員勤惰表綴込 明治18年～明治20年	1	明治19年「役場職員勤惰調書」(607-2)
島内村地籍取調帳	1	明治8年「地籍取調帳」(63)	諸証書類	3 (袋)	明治10年「諸証書類」(187)
地所所有者異動報告書綴込		明治22年「地所所有者異動報告書綴込」(753)	廃寺取調書	1	明治6年「廃寺取調」(29)
地所売買御指令書類	21 (袋)	明治8年より「地所売買御指令書入」(5858～5867)	神社明細帳	2	(明治)「神社明細帳」(1807)
検地帳 慶安4年～明治4年	136	明治4年「小宮村検地帳」(14) *島内地区近世文書に明暦2年～元治元年の検地帳が98冊ある	社寺ニ関スル書類留 明治10年～明治21年	1	明治10年～明治21年「社寺関係書類」(199)
地順帳		明治21年「地順帳」(695)	氏子連名簿	5	明治15年「氏子連名簿」(3335～3339)
開墾願書類	1	明治21年～明治22年「開墾願書」(686)	村地境内図面綴込	1	(明治)「各社境内図」(1718)
渡場原反別調書類入	2 (袋)	島内地区近世文書133	除地及官地取調書綴込 明治9年～明治18年	1	明治9年～明治18年「除地・官地取調」(112)
建物異動調表	2 (袋)	明治18年「建物異動調書類」(466) 明治20年「建物異動調書類入」(625)	村地情況明細帳	11	明治7年「村地情況明細表」(44)

島内地区戸長役場の文書引き継ぎと残存状況（太田）

引き継ぎ文書	冊数	残存状況	引き継ぎ文書	冊数	残存状況
戸別等級表	1	(明治)「(戸別等級調)」(1692)	村内概況取調書	1	明治12年「村内概況取調書」(250)
渡場原出入諸書付書類	1 (袋)	島内地区近世文書115～120	財産原簿 明治10年～明治21年	4	明治18年「財産原簿」(537) 明治20年「財産原簿」 (654-2)
御裁許御下入 寛文12年	1 (袋)	島内地区近世文書111、112 *関連の入会地に関する文書が、島内地区近世文書113、114、121～125、128、130にある	統計材料取調書綴込	3	明治18年、明治19年「統計材料取調書」(497、573)
高松村外七ヶ村入会原分地議定書 文政2年	1	114、121～125、128、130にある	水防人足并入費帳	1	明治8年「水防入費取調帳」(5845)
医師死亡届綴込 明治19年～明治21年	1	明治20年～明治21年「医師死亡届綴込」(615)	開産社積穀取立帳 明治10年分	7	明治9年「開産社積穀代金取立帳」(132)
埋火葬証扣割印簿 明治15年～明治19年	3	明治15年「埋火葬証扣割印簿」(317)	農商工事様式綴込	1	明治17年「農商工事様式」(425)
埋火葬認許証扣綴込 明治20年～明治22年	1	明治18年～明治20年「埋葬認許証」(462、546、547、616)	農商工事通信書	1	(明治)「農商工事通信諸表」(1749)
備荒儲蓄積替書類入	1 (袋)	明治19年「備荒儲蓄積替書類入」(588)	持馬取調書 明治7年調製	2	明治7年「持馬取調帳」(42)
孝子義僕褒賞取調書	1	明治11年「孝子義僕褒賞取調書」(219)	牛馬籍	2	明治19年「牛馬籍」(575)
学事関係書類綴込	2	明治18年「学事関係書類」(493) 明治21年「学事ニ係ル諸書類入」(701)	牛馬送入籍証綴込	1	明治18年「牛馬送入籍証書」(541)
学区会書類	1	明治18年「学区会諸書類入」(519)	牛馬籍ニ関スル届書綴込	1	明治22年「牛馬送入籍書類売買届」(810)
学校事務日記	1	明治8年「学校事務日記」(80)	収獲調物産表及畜馬表綴込		明治10年「収獲調・物産表・畜馬表」(181)

\* ( ) 内のアラビア数字は島内村役場文書の文書番号、数字の前に文書群名が書かれている場合はそれに従った。